

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀岡市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

京都府亀岡市長

公表日

令和6年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施に関する事務(新型インフルエンザの予防接種を含む)など 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種メニュー、成人健診メニュー	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 (14、111、126) ・内閣府総務省令第5号 (10条、54条、67条の2)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25、26、27、28、29、139、153)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(市民情報コーナー) 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5095
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康増進課 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5004
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	亀岡市特定個人情報取扱要領等に基づき、特定個人情報に関する研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法による予防接種の実施に関する事務など ・母子保健法による保健指導の実施に関する事務など ・健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務など	・予防接種法による予防接種の実施に関する事務など ・健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務など	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一(10,49,76項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10,40,54条)	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一(10項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10条)	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	記載なし	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第22条第1項	事後	
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	亀岡市健康管理システム(ログヘルス)	健康管理に関する事務	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種メニュー、妊産婦健診メニュー、乳幼児健診メニュー、成人検診メニュー、特定健診・特定保健指導メニュー、健康教育・相談メニュー	予防接種メニュー	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 塚本 直克	課長 野々村 淳美	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部健康増進課 京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地 0771-25-5004	健康福祉部健康増進課 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5004	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成30年4月1日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法による予防接種の実施に関する事務など ・健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務など	予防接種法による予防接種の実施に関する事務など	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 野々村 淳美	健康増進課長	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	リスク対策の追加	事後	
令和3年3月12日	公表日	令和1年6月28日	令和3年3月12日	事前	
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法による予防接種の実施に関する事務など	予防接種法による予防接種の実施に関する事務など(新型インフルエンザの予防接種を含む)	事前	
令和3年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一(10項) ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10条)	・番号法第9条第1項 別表第一(10、93の2) ・内閣府総務省令第5号(10条、67条の2)	事前	
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第22条第1項	番号法第19条第1項第7号 別表第二(16の2、17、18、19、115の2)	事前	
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年3月1日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	公表日	令和3年3月12日	令和3年3月31日	事後	
令和3年6月15日	公表日	令和3年3月31日	令和3年6月15日	事後	
令和3年6月15日	I－1 ②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施に関する事務(新型インフルエンザの予防接種を含む)など	予防接種法による予防接種の実施に関する事務(新型インフルエンザの予防接種を含む)など 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月15日	I－1 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月15日	I－3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 (10、93の2) ・内閣府総務省令第5号 (10条、67条の2)	・番号法第9条第1項 別表第一 (10、93の2) ・内閣府総務省令第5号 (10条、67条の2) ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年6月15日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和3年3月31日	令和3年6月15日	事後	
令和4年12月6日	公表日	令和3年7月9日	令和3年10月8日	事後	
令和4年12月6日	I－1 ②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施に関する事務(新型インフルエンザの予防接種を含む)など 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	予防接種法による予防接種の実施に関する事務(新型インフルエンザの予防接種を含む)など 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年12月6日	I－3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 (10、93の2) ・内閣府総務省令第5号 (10条、67条の2) ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一 (10、93の2) ・内閣府総務省令第5号 (10条、67条の2) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年12月6日	I－4 法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第二 (16の2、17、18、19、115の2)	番号法第19条第1項第8号 別表第二 (16の2、17、18、19、115の2)	事後	
令和4年12月6日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和4年7月9日	令和3年10月8日	事後	
令和4年3月7日	I－1 ②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施に関する事務(新型インフルエンザの予防接種を含む)など 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法による予防接種の実施に関する事務(新型インフルエンザの予防接種を含む)など 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	事前	
令和4年3月7日	I－2	予防接種メニュー	予防接種メニュー、成人検診メニュー	事前	
令和4年3月7日	I－3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 (10、93の2) ・内閣府総務省令第5号 (10条、67条の2) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一 (10、76、93の2) ・内閣府総務省令第5号 (10条、54条、67条の2) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事前	
令和4年3月7日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号 別表第二 (16の2、17、18、19、115の2)	・番号法第19条第1項第8号 別表第二 (16の2、16の3、17、18、19、102の2、115の2) ・内閣府総務省令第7号 (12条の2、12条の2の2、12条の3、13条、13条の2、50条、59条の2)	事前	
令和4年3月7日	II－1及び2 いつ時点の計数か	令和3年12月6日	令和4年3月7日	事前	
令和4年3月7日	公表日	令和3年12月6日	令和4年3月7日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月20日	Ⅱ－１及び2 いつ時点の計数か	令和4年3月10日	令和4年5月2日	事前	
令和4年6月20日	公表日	令和4年3月7日	令和4年6月20日	事前	
令和5年6月1日	Ⅱ－１及び2 いつ時点の計数か	令和4年6月20日	令和5年4月3日	事後	
令和5年6月1日	公表日	令和4年6月20日	令和5年6月1日	事後	
令和6年6月1日	Ⅰ－１ ②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施に関する事務（新型インフルエンザの予防接種を含む）など 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	予防接種法による予防接種の実施に関する事務（新型インフルエンザの予防接種を含む）など 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ－１及び2 いつ時点の計数か	令和5年4月3日	令和6年4月22日	事後	
令和6年6月1日	公表日	令和5年6月1日	令和6年6月1日	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ－１ ②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施に関する事務（新型インフルエンザの予防接種を含む）など 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	予防接種法による予防接種の実施に関する事務（新型インフルエンザの予防接種を含む）など 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	事前	
令和6年10月1日	Ⅰ－１ ③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム（VRS）	健康管理システム	事前	
令和6年10月1日	Ⅰ－３ 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一（10、76、93の2） ・内閣府総務省令第5号（10条、54条、67条の2） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	・番号法第9条第1項 別表（14、111、126） ・内閣府総務省令第5号（10条、54条、67条の2）	事後	
令和6年10月1日	Ⅰ－４ ②法令上の根拠	・番号法第19条第1項第8号 別表第二（16の2、16の3、17、18、19、102の2、115の2） ・内閣府総務省令第7号（12条の2、12条の2の2、12条の3、13条、13条の2、50条、59条の2）	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（25、26、27、28、29、139、153）	事後	
令和6年10月1日	Ⅱ－１及び2 いつ時点の計数か	令和6年4月22日	令和6年10月1日	事後	
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の追加	事後	
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和6年10月1日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	
令和6年10月1日	公表日	令和6年6月1日	令和6年10月1日	事後	